

第20回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

- ・ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・議決権は、書面（郵送）又はインターネット等によって事前に行使することができますので、積極的にご利用ください（詳細は「議決権行使等についてのご案内」をご覧ください）。

目 次

第20回定時株主総会招集ご通知	1
[株主総会参考書類]	
第1号議案：剰余金の処分の件	6
第2号議案：取締役9名選任の件	7
第3号議案：監査役3名及び補欠監査役 2名選任の件	18
第4号議案：定款一部変更の件	25
事業報告	26
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

証券コード 3076
(発送日) 2026年9月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
あい ホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木 秀吉

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.aiholdings.co.jp>

（上記ウェブサイトにはアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「株式基本情報」を順に選択いただき、「株主総会情報」よりご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにはアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「あい ホールディングス」（“あい”のあとは全角スペース）又は「コード」に当社証券コード「3076」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記４ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2026年９月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年９月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番８号 時事通信ホール（時事通信ビル２階）
3. 目的事項
報告事項 1. 第20期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第１号議案 剰余金の処分の件
- 第２号議案 取締役９名選任の件
- 第３号議案 監査役３名及び補欠監査役２名選任の件
- 第４号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2)書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (3)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会では、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

招集のご通知

株主総会参考書類

事業報告



監查報告

場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

行使期限 2026年 9月24日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

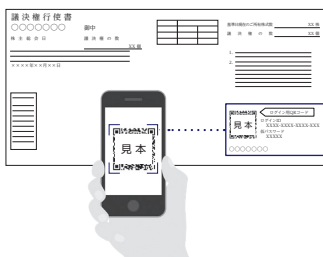
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>
※ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つとして認識しており、株主・投資家の皆様との対話、当社グループの業績・財政状況、今後の経営環境等を勘案したうえで、還元目標をDOE（株主資本に対する年間配当金額の割合）6％と配当性向50％のいずれか大きい金額を基準とする利益配当を行うことを方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金70円
総 額	3,729,105,170円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月28日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当
1	佐々木 秀 吉（ささき ひでよし） 再任	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）
2	清 水 慶 典（しみず やすのり） 再任	取締役社長
3	荒 川 康 孝（あらかわ やすたか） 再任	取締役
4	山 本 裕 之（やまもと ひろゆき） 再任	取締役 経営戦略本部長 兼 管理本部長
5	貫 井 俊 明（ぬくい としあき） 新任	
6	時 田 英 典（ときだ ひでのり） 新任	経営戦略本部 財務経理部長
7	佐 野 恵 子（さの けいこ） 再任 社外 独立役員	社外取締役
8	高 橋 一 夫（たかはし かずお） 再任 社外 独立役員	社外取締役
9	水 上 達 也（みずかみ たつや） 新任 社外 独立役員	

候補者番号

1



さ さ き ひ で よ し
佐々木 秀 吉

(1956年9月25日生)

再 任

所有する当社の株式数

10,919,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 5 月 東洋ホーム株式会社代表取締役
1993年 5 月 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス取締役
1994年 6 月 同社代表取締役社長（現任）
1995年 5 月 株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長（現任）
2000年12月 NBSカード株式会社（現 株式会社アイフィング）
代表取締役会長
2007年 4 月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）
2008年 6 月 グラフテック株式会社代表取締役会長
2009年 2 月 株式会社あい設計代表取締役会長（現任）
2009年 7 月 グラフテック株式会社代表取締役社長
あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任）
2014年10月 NBSカード株式会社（現 株式会社アイフィング）
代表取締役社長
2019年 1 月 グラフテック株式会社代表取締役会長（現任）
2023年 4 月 株式会社アイグリーズ代表取締役会長（現任）
2024年10月 岩崎通信機株式会社代表取締役会長（現任）
2025年 8 月 株式会社ナカヨ代表取締役会長（現任）
2025年12月 グラフテック岩通計測株式会社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社設立以来、確固たる企業理念のもと、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し、成長に導いています。これまで築いてきたステークホルダーの皆様との信頼関係をベースに、新たにAI、IoTを基軸としたビジネス展開で更なる発展をめざしています。

これまでの実績、経験、そしてこれまでに培われた経営理念によって、今後もグループを更なる発展に導くことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

5 / 5 回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号

2



し み ず や す の り
清 水 慶 典

(1967年10月3日生)

再 任

所有する当社の株式数

5,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4 月 飛鳥建設株式会社入社
1998年 9 月 株式会社塩見設計入社
2009年 3 月 株式会社あい設計執行役員広島支社長
2012年 8 月 同社代表取締役社長（現任）
株式会社田辺設計取締役（現任）
2019年 7 月 株式会社根津設計取締役（現任）
2023年 1 月 株式会社アービカルネット代表取締役会長（現任）
2024年 9 月 当社取締役
2026年 6 月 当社取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社あい設計入社以来、設計における豊富な経験と見識をもち、有望市場の開拓を推進してきました。卓越した知識と情報網で、今後もグループ全体のビジネス展開に強いリーダーシップを発揮し、当社グループの発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

5 / 5 回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



あら かわ やす た か
荒 川 康 孝

(1958年 8 月29日生)

再 任

所有する当社の株式数

一 株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月 アイワ株式会社入社
2000年10月 アイワアメリカカナダ支店長
2002年10月 グラフテック株式会社入社
2004年 4 月 同社国内営業本部長
2005年 5 月 グラフテックアメリカインク社長
2009年 9 月 シルエットアメリカインク社長
2019年 1 月 グラフテック株式会社代表取締役社長（現任）
2020年 9 月 当社代表取締役社長
2022年11月 シルエットジャパン株式会社代表取締役社長
2025年12月 グラフテック岩通計測株式会社代表取締役社長（現任）
2026年 6 月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

グラフテック株式会社入社以来、海外事業における豊富な経験と見識を持ち、有望市場の開拓を推進してきました。今後も当社の経営幹部として活躍が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

5 / 5 回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号

4



やま もと ひろ ゆき
山 本 裕 之

(1960年12月6日生)

再 任

所有する当社の株式数

13,100株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年 4 月 東京相和銀行(現 株式会社東京スター銀行)入社
2001年 4 月 同社野沢支店長
2002年 8 月 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス入社
グループ統括本部経営戦略室長
2007年 4 月 当社経営戦略部長
2009年 7 月 グラフテック株式会社監査役（現任）
2020年12月 当社経営戦略本部長（現任）
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス執行役員管理
本部長
2022年 8 月 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス取締役管理本
部長（現任）
2022年 9 月 当社取締役経営戦略本部長（現任）
2025年10月 当社取締役管理本部長（現任）
2024年10月 岩崎通信機株式会社取締役（現任）
2025年 8 月 株式会社ナカヨ取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の主業であるM&Aを設立当初から主導している推進責任者であり、幅広い知識と豊富な経験から今後も当社の経営幹部として活躍が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

5/5回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



ぬ く い と し あ き
貫 井 俊 明

(1963年3月3日生)

新 任

所有する当社の株式数

一 株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1985年 4 月 株式会社ナカヨ入社
- 2005年 6 月 ナカヨ電子サービス株式会社執行役員新市場開拓部長
- 2011年 1 月 ナカヨ電子サービス株式会社執行役員東京支店長
- 2016年 7 月 株式会社ナカヨ執行役員第一営業部長
- 2017年 6 月 株式会社ナカヨ常務執行役員営業統括本部長兼第一営業部長兼西日本支社長
- 2017年 6 月 ナカヨ電子サービス株式会社取締役
- 2017年 6 月 NYCソリューションズ株式会社 取締役
- 2018年 6 月 株式会社ナカヨ取締役常務執行役員営業統括本部長兼営業統括本部第一営業部長兼西日本支社長
- 2018年 7 月 株式会社ナカヨ取締役常務執行役員営業統括本部長兼西日本支社長
- 2022年 6 月 株式会社ナカヨ代表取締役社長（現任）
- 2025年 7 月 岩崎通信機株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社ナカヨ入社以来、長年にわたり経営に携わり、事業会社の役員として豊富な経験と実績を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営幹部として活躍が期待できることから、取締役候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6



とき だ ひで のり
時 田 英 典

(1968年2月5日生)

新 任

所有する当社の株式数

4,540株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1991年4月 岩崎通信機株式会社入社
- 2018年12月 岩崎通信機株式会社管理本部経理部長
- 2021年6月 岩崎通信機株式会社執行役員管理本部副本部長兼管理本部経理部長
- 2022年6月 岩崎通信機株式会社取締役執行役員管理本部本部長
- 2024年4月 岩崎通信機株式会社取締役執行役員コーポレート・マネジメント本部長（現任）
- 2025年10月 当社経営戦略本部財務経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

岩崎通信機株式会社において長年にわたり財務・会計分野に携わり、同分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営幹部として活躍が期待できることから、取締役候補者としたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7



さ の け い こ
佐 野 恵 子

(1966年10月17日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

6,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1993年 4 月 住友銀行キャピタルマーケット会社（現 SMBCキャピタルマーケット会社）入社 クレジットアナリスト
- 1995年 7 月 スミス・バーニー（現 米国シティグループ）入社
クレジットアナリスト
- 1999年 2 月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）
エクイティ・アナリスト
- 2000年12月 ナイト・セキュリティーズ入社セールストレーダー
- 2002年 1 月 クロスボーダーコミュニケーションズ株式会社入社
マネージング・パートナー
- 2009年 7 月 東京海上キャピタル株式会社（現 ティーキャピタルパ
ートナーズ株式会社）入社 グローバルIR部門プリンシ
パル
- 2013年 1 月 ベインキャピタル・アジアLLC（現 ベインキャピタ
ル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC）入社
日本担当IR室長
- 2017年11月 J. Bridge合同会社設立代表社員（現任）
- 2018年 1 月 モニュメント・グループ・リミテッド・パートナーシ
ップ代表取締役
- 2022年 9 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される 役割の概要

長年にわたり機関投資家向けIRと金融機関の
アナリストを経験し、グローバルな投資家の視
点で当社の経営に対する指摘・指導をいただ
けることを期待し、引き続き社外取締役候補者
といたしました。なお、同氏の当社社外取締
役としての在任期間は、本総会終結の時をも
って4年となります。

取締役会への出席状況

5/5回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号

8



た か は し か ず お
高 橋 一 夫

(1960年1月8日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

1,200株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年 4 月 大和証券株式会社入社
- 2007年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）執行役員
- 2010年 4 月 大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社（現 大和証券株式会社）常務執行役員
- 2012年 4 月 大和証券株式会社常務取締役
- 2013年 4 月 同社専務取締役
- 2017年 4 月 株式会社大和証券グループ本社執行役員副社長
大和証券株式会社代表取締役副社長
- 2017年 6 月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長
- 2020年 6 月 同社執行役員副社長
- 2022年 4 月 大和証券株式会社顧問
- 2023年 6 月 株式会社牧野フライス製作所社外取締役（現任）
パラマウントベッドホールディングス株式会社取締役
監査等委員（社外取締役）
- 2023年 9 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり証券会社での営業部門の要職を歴任し、事業経営に関する十分な実績と知見、企業経営者として豊富な経験を有していることから、当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

取締役会への出席状況

5 / 5回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9



みず かみ たつ や
水 上 達 也

(1988年9月20日生)

新 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2013年11月 公認会計士試験合格
2013年12月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ（現
PwC税理士法人）入社
2021年7月 公認会計士登録
2021年7月 税理士登録
2023年10月 水上達也会計事務所（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として培ってきた財務及び会計に関する経験や見識から、直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の経営に対する指摘及び指導をいただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 佐野恵子氏、高橋一夫氏及び水上達也氏は、社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、佐野恵子氏及び高橋一夫氏との間で、社外取締役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、水上達也氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、取締役佐々木秀吉氏、清水慶典氏、荒川康孝氏、山本裕之氏、佐野恵子氏及び高橋一夫氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、新任の候補者である貫井俊明氏、時田英典氏及び水上達也氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。ただし、各取締役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 佐野恵子氏及び高橋一夫氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、水上達也氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、24ページに記載のとおりであります。

6. 候補者が所有する株式数は、2026年8月20日時点の所有数であります。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(ご参考)

本総会終結後の取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	当社における役職	独立役員	就任予定の委員		主な専門的経験分野／特に貢献が求められる分野				
			指名諮問委員会	報酬諮問委員会	事業戦略・M&A	海外事業・国際性	企業経営・財務・会計	人事労務	リスク管理・法務・ガバナンス
さ さ き ひでよし 佐々木 秀吉	代表取締役会長		○		○		○		○ リスク管理
し みず やすのり 清水 慶典	代表取締役社長				○		○		○ ガバナンス
あらかわ やすたか 荒川 康孝	取締役				○	○	○		○ リスク管理
やまもと ひろゆき 山本 裕之	取締役			○	○			○	○ ガバナンス
ぬくい としあき 貫井 俊明	取締役				○		○		○ ガバナンス
ときだ ひでのり 時田 英典	取締役		○	○			○		○ リスク管理
さ の けい こ 佐野 恵子	社外取締役	○	○ (委員長)	○	○	○			○ 法務
たかはし かず お 高橋 一夫	社外取締役	○	○	○ (委員長)	○				○ ガバナンス
みずかみ たつ や 水上 達也	社外取締役	○	○	○			○		○ リスク管理

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役3名及び補欠監査役2名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任を併せてお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、内藤務氏は監査役候補者関和司氏の補欠の候補者として選任をお願いするものであります。また、菊地将人氏は社外監査役の補欠の候補者として選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者及び補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位
1	関 和 司 （せ き か ず し） 再任	常勤監査役
2	皆 真 希 （あ ざ ま き） 再任 社外 独立役員	社外監査役
3	松 岡 絵津子 （まつおか えつこ） 新任 社外 独立役員	
4	内 藤 務 （ないとう つとむ）	
5	菊 地 将 人 （きくち まさと） 社外 独立役員	

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

<監査役候補者>

候補者番号

1



せ き
関

再 任

か ず
和

し
司

(1955年7月10日生)

所有する当社の株式数

11,800株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1980年 3 月 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス入社
2002年 7 月 同社第二営業部副部長
2006年 7 月 同社セキュリティシステム事業本部営業部長
2011年 3 月 同社広島支店長
2014年 1 月 大興電子通信株式会社出向 顧問
2022年 8 月 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス監査役（現任）
2022年 9 月 当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

当社グループにおける長年の経験と実績及び事業運営、販売管理に関する豊富な知識を有しており、公正で客観的な立場から取締役の業務執行を監査することを期待するとともに、今後当社の経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

5/5回

監査役会への出席状況

5/5回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



あ ぎ
些

ま
真

き
希

(1970年12月4日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2001年11月 司法試験合格
2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2007年6月 東京弁護士会へ登録替え
2015年12月 ラフィネス法律事務所開設
2022年9月 石本哲敏法律事務所弁護士（現任）
当社社外監査役（現任）
2025年6月 日本電計株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外監査役候補者とした理由

過去に会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査することを期待するとともに、今後当社の経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き社外監査役候補者といえます。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

取締役会への出席状況

5/5回

監査役会への出席状況

5/5回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号

3



まつ おか え つ こ
松 岡 絵津子

(1968年1月26日生)

新 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 野村證券株式会社入社
1995年 7 月 アーンスト・アンド・ヤングニューヨーク事務所入所
1997年 7 月 SBCウォーバーグ証券（現 UBS証券株式会社）入社
2002年11月 フェニックス・キャピタル株式会社入社
2004年11月 オリnpas・キャピタル・ホールディングス・アジア
入社
2021年 9 月 司法試験合格
2022年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2022年12月 名古屋・山本法律事務所弁護士（現任）

社外監査役候補者とした理由

過去に会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる証券業界及び弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査することを期待するとともに、今後当社の経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、社外監査役候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 皆真希氏及び松岡絵津子氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は皆真希氏との間で、社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、松岡絵津子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、監査役関和司氏及び皆真希氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。両候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、新任の候補者である松岡絵津子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。ただし、各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 皆真希氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、松岡絵津子氏につきましても東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、24ページに記載のとおりであります。

< 補欠監査役候補者 >

候補者番号

4

ないとう
内 藤

つとむ
務

(1969年3月16日生)

所有する当社の株式数

800株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1989年 4 月 グラフテック株式会社入社
2016年 7 月 同社企画管理本部経理財務部副部長
2018年 7 月 同社企画管理本部経理財務部長
2019年 5 月 同社管理本部経理財務部長
2021年 9 月 同社管理本部経理財務部副部長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

当社グループにおける長年の経験と実績及び財務・経理・会計に関する豊富な知識を有しており、監査役に就任された場合に経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

きくちまさ
菊 地 将 人

(1976年1月22日生)

社 外

独立役員

所有する当社の株式数

一 株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年11月 司法試験合格
2004年10月 弁護士登録（東京弁護士会）
2009年 2 月 石本哲敏法律事務所入所（現任）
2011年 3 月 日本弁護士連合会代議員
2011年 4 月 東京弁護士会常議員
2013年 4 月 東京弁護士会綱紀委員（現任）

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士実務を通じて培われた豊富な経験と企業経営を統治する十分な見識を有しており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外監査役に就任された場合に経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

- (注) 1. 菊地将人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 菊地将人氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、本議案において内藤務氏及び菊地将人氏の選任が承認され、監査役が法令に定める員数を欠くことにより監査役に就任する場合には、当該者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。ただし、各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 菊地将人氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は本議案において同氏の選任が承認され、監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、24ページに記載のとおりです。

(ご参考)

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役及び社外監査役の独立性に関しては、以下の事項に該当しない場合を目安として独立性があると判断する。

1. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）又はその就任の前10年間に於いてそうであった者
2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）、又は主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間に於いてそうであった者
3. 当社が現在主要株主である会社の業務執行者及び監査役
4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしている若しくは支払いを受けている）の業務執行者
5. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
6. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者及び監査役
7. 当社グループの主要な借入先（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間に於いてそうであった者
8. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の社員、パートナー又は従業員である者、又は最近3年間に於いてそうであった者（現在退職している者を含む）
9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

- （注）1. 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員その他これらに準じる者及び使用人。
 2. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関グループであって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

第4号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

持続的な企業価値向上に向け、経営体制の若返り及び次世代経営人材の育成を推進する観点から、株主総会及び取締役会の議長について、将来の経営を担う役員が担当する機会を拡大するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長または<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役会長および代表取締役社長が、</u>いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長または<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役会長および代表取締役社長が、</u>いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

以上

事業報告（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調を維持して推移しました。一方で、中東情勢の影響や米国の通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動などに注意する必要があります。このような経済環境のもと、当社グループにおいては資本コストを意識し、環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は850億2千4百万円（前期比28.4%増）となり、営業利益は107億6千2百万円（前期比21.1%増）、経常利益は125億3千5百万円（前期比39.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は119億3千7百万円（前期比43.7%減）となりました。

【セキュリティ機器】につきましては、マンション向けでは分譲の新規が好調に推移し、一般法人向けにおいては、官公庁向けのAI画像解析技術を活用した次世代セキュリティシステム一式を受注したことにより、売上高は158億9千万円（前期比4.5%増）、セグメント利益は61億8千7百万円（前期比0.6%増）となりました。

【カード機器及びその他事務用機器】につきましては、カード機器では、主力の病院向けは回復傾向にあり、金融機関向けでは、即時キャッシュカード発行機の案件を獲得しました。その他事務用機器の鉄骨CADは、主力製品の切り替え期にあたり、売上高は24億5千4百万円（前期比21.0%減）、セグメント利益は3億1千万円（前期比62.7%減）となりました。

【情報機器（カッティングマシン）】につきましては、業務用は安定的に推移し、個人向けでは主力となる低価格の新製品を投入した結果、売上高は126億7千1百万円（前期比6.1%減）、セグメント利益は5億6千2百万円（前期比21.6%増）となりました。

【計測機器】につきましては、前年並みに安定的に推移し、売上高は54億4千2百万円（前期比8.8%増）、セグメント利益は7億8千6百万円（前期比4.8%減）となりました。

【情報通信（ビジネスホン）】につきましては、当期より連結子会社となりました株式会社ナカヨの通信機器事業が新たに増加したことにより、売上高は271億2百万円（前期比129.2%増）、セグメント利益は12億4千9百万円（前期比84.3%増）となりました。

【設計事業】につきましては、構造設計を安定的に受注し、大口の耐震診断を受注した結果、売上高は74億3千6百万円（前期比33.6%増）、セグメント利益は14億8千2百万円（前期比213.5%増）と好調に推移しました。

【その他】につきましては、売上高は140億2千6百万円（前期比16.9%増）、セグメント利益は3億9千3百万円（前期比141.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は19億2千8百万円で、その主なものは、新製品の投入に伴うソフトウェアによるものと金型等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年6月期)	第 18 期 (2024年6月期)	第 19 期 (2025年6月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売 上 高 (百万円)	46,396	49,812	66,197	85,024
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,243	15,681	21,202	11,937
1株当たり当期純利益	174円06銭	331円11銭	405円63銭	224円08銭
総 資 産 (百万円)	80,524	93,901	140,827	145,674
純 資 産 (百万円)	67,271	80,514	111,987	117,904
1株当たり純資産額	1,420円43銭	1,700円07銭	2,102円12銭	2,208円46銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器、節電・省エネシステムの販売、保守サービス事業
グラフテック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
岩崎通信機株式会社	7,882百万円	100%	情報通信、印刷システム、電子計測分野における機器の開発、製造、販売及びサービスの提供、不動産の賃貸等
株式会社ナカヨ	4,909百万円	100%	情報通信機器の開発、製造、販売、環境及びエネルギー設備関連機器、関連商品の製造、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳 簿 価 額 の 合 計 額	当 社 の 総 資 産 額
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号	12,762百万円	63,369百万円
岩崎通信機株式会社	東京都杉並区久我山1丁目7番41号	17,619百万円	

(4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード・その他事務用機器、情報機器（カッティングマシン）、計測機器、情報通信（ビジネスホン）、設計、脱炭素システム等、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、中東情勢の影響や米国の通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動などによる景気の下振れリスク、AIの活用やサイバーセキュリティなどといった各事業分野共通課題への対応に加え、それぞれの事業分野ごとに抱える以下の課題への対応が必要となっております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、順調に推移しておりますが、継続的に導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップのすみ分け、特にニーズの高まりがあるカメラとAIの組み合わせによる新しい市場への取り組みが課題となっております。

カード機器につきましては、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっており、金融機関向けでは、キャッシュカードなどの即時発行市場における販売促進が課題となっております。

情報機器につきましては、業務用向けは順調に推移しておりますが、コンシューマ向けのホビークラフト市場の落ち込みによる販売不振を受けて、組織再編を行いました。早期に経費の削減と事業運営の効率化を図ることが課題となっております。

計測機器につきましては、昨年12月にグラフテック株式会社と岩崎通信機株式会社の計測機器事業を統合し、新たな計測機器専業会社を設立いたしました。リソースの最適化によるコスト削減や国内外での販路拡大とクロスセルを活発化させることが課題となっております。

情報通信（ビジネスホン）につきましては、岩崎通信機株式会社と株式会社ナカヨが担っており、開発・生産・販売面におけるグループ内統合完了に向けたスピードアップを図ることが課題となっております。

設計事業につきましては、官公庁・民間の構造設計業務の受注を中心に安定的に推移しておりますが、人材の確保及び業務の一層の効率化が課題となっております。

今後の成長分野として、革新的な節電・省エネシステムである脱炭素システム事業を、グループ全体で積極的に取り組んでおりますが、販売、設置等にかかる人材の確保が課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方で、成長のためのM&Aを積極推進し、ホールディングカンパニーとしての特徴を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売等
カード機器及びその他事務用機器	カード発行機器（病院向けカードシステム、金融向けカードシステム）及びその他事務用機器の開発・製造及び販売等
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
計測機器	計測機器の開発・製造及び販売等
情報通信	ビジネスホンの開発・製造及び販売、保守サービス等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
その他	節電・省エネシステムの開発・製造・販売、カードリーダー・自動おしぼり製造機の製造・販売、ソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器・カード機器等の保守サービス、リース及び割賦事業、コールセンター事業、印刷システム事業、不動産事業等

招集
ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年6月30日現在)

当 社	本 社	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
株式会社 ドットウエス ビー・エム・エス	本 社 支 店 営 業 所	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号 札幌（北海道）、盛岡（岩手県）、仙台（宮城県）、宇都宮（栃木県）、高崎（群馬県）、大宮（埼玉県）、東京（東京都）、千葉（千葉県）、横浜（神奈川県）、新潟（新潟県）、金沢（石川県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、京都（京都府）、大阪（大阪府）、神戸（兵庫県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、鹿児島（鹿児島県） 青森（青森県）、郡山（福島県）、水戸（茨城県）、長野（長野県）、岡山（岡山県）、米子（鳥取県）、松山（愛媛県）、高松（香川県）、北九州（福岡県）、長崎（長崎県）、熊本（熊本県）
グ ラ フ テ ッ ク 株 式 会 社	本 社 事 業 所 海 外 拠 点	神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号 海老名、藤沢（以上 神奈川県）、中部（愛知県）、関西（大阪府） 米国（カリフォルニア、ユタ）、オランダ（アムステルダム）、中国（上海）、タイ（バンコク）、ウルグアイ
株式会社あい設計	東京本社 広島本社 支 社 事 務 所	東京都江東区亀戸2丁目26番10号 立花亀戸ビル5F 広島県広島市東区上大須賀町10番16号 札幌（北海道）、仙台（宮城県）、埼玉（埼玉県）、東京（東京都）、横浜（神奈川県）、新潟（新潟県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、大阪（大阪府）、岡山（岡山県）、福山、広島、呉（以上 広島県）、山口（山口県）、四国（愛媛県）、九州（福岡県）、高松（香川県）、高知（高知県）、大分（大分県）
岩 崎 通 信 機 株 式 会 社	本 社 事 業 所 支 店 営 業 所	東京都杉並区久我山1丁目7番41号 福島、泉崎、会津（以上 福島県） 北海道（北海道）、東日本（埼玉県）、中部（愛知県）、西日本（大阪府） 千葉（千葉県）、九州（福岡県）
株式会社ナカヨ	本 社 事 業 所 営 業 所	群馬県前橋市総社町1丁目3番2号 前橋、群馬（以上 群馬県）、東京（東京都） 札幌（北海道）、東北（宮城県）、北関東（群馬県）、関東（埼玉県）、東京（東京都）、横浜（神奈川県）、静岡（静岡県）、中部（愛知県）、北陸（石川県）、関西（大阪府）、中国（広島県）、四国（愛媛県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）

(7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	291名	12名増
カード機器及びその他事務用機器	100名	1名減
情報機器	225名	16名減
計測機器	141名	5名増
情報通信	1,030名	196名減
設計事業	316名	5名減
その他	504名	50名増
全社（共通）	41名	5名増
合計	2,648名	146名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
 2. 全社（共通）の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	5名増	49.1歳	15.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
 2. 平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 220,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,590,410株
- ③ 株主数 65,051名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐々木 秀吉	109,084百株	20.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	65,582百株	12.31%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT	27,850百株	5.23%
光通信 K K 投資事業有限責任組合	24,024百株	4.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	21,558百株	4.05%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	14,969百株	2.81%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	12,434百株	2.33%
あいホールディングス社員持株会	8,315百株	1.56%
UH Partners2投資事業有限責任組合	8,053百株	1.51%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.43%

- (注) 1. 当社は、自己株式3,317,479株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式3,317,479株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	佐 々 木 秀 吉	最高経営責任者（CEO） 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス代表取締役社長 グラフテック株式会社代表取締役会長 株式会社あい設計代表取締役会長 株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長 あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長 株式会社アイグリーズ代表取締役会長 岩崎通信機株式会社代表取締役会長 株式会社ナカヨ代表取締役会長 グラフテック岩通計測株式会社代表取締役会長
取 締 役 社 長	清 水 慶 典	株式会社あい設計代表取締役社長 株式会社田辺設計取締役 株式会社根津設計取締役 株式会社アービカルネット代表取締役会長
取 締 役	荒 川 康 孝	グラフテック株式会社代表取締役社長 グラフテック岩通計測株式会社代表取締役社長
取 締 役	山 本 裕 之	経営戦略本部長兼管理本部長 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス取締役 管理本部長 グラフテック株式会社監査役 岩崎通信機株式会社取締役 株式会社ナカヨ取締役
取 締 役	三 田 浩 司	グラフテック株式会社取締役管理本部長
取 締 役	河 本 博 隆	
取 締 役	佐 野 恵 子	J.Bridge合同会社代表社員
取 締 役	高 橋 一 夫	株式会社牧野フライス製作所社外取締役

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	関 和 司	
監 査 役	安 達 一 彦	安達一彦法律事務所代表
監 査 役	皆 真 希	石本哲敏法律事務所弁護士 日本電計株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役河本博隆氏、取締役佐野恵子氏及び取締役高橋一夫氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、取締役河本博隆氏、取締役佐野恵子氏及び取締役高橋一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は、監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 木村彰吾氏は2025年7月9日をもって取締役を辞任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するに当たり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役佐々木秀吉氏、清水慶典氏、荒川康孝氏、山本裕之氏、三田浩司氏、河本博隆氏、佐野恵子氏、高橋一夫氏、監査役関和司氏、安達一彦氏及び皆真希氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員となります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社で負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としています。報酬は、主に役位を基に職責に応じて支給する基本報酬及び業績に応じて支給する業績連動報酬（賞与及び非金銭報酬）で構成しております。なお、社外取締役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させることを目的に基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、報酬等の決定方針を決議した際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 個別報酬の決定方針

・基本報酬の決定方針

基本報酬は、役位、職責に応じて報酬基準値を定めており、これに基づき在任年数、当社の業績、従業員給与水準を勘案して総合的に決定することとしています。

・業績連動報酬（賞与）の決定方針

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的に、当該期業績の連結営業利益に連動させたインセンティブとして一定の基準を定め、これに基づき総合的に決定することとしています。

iii. その他の報酬の決定方針

取締役の担当責務の遂行に於いて、必要と判断された場合は、基本報酬と賞与以外にFRINGE・ベネフィット及び譲渡制限付株式を提供することができることとしています。

iv. 個別報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役会長が、各報酬の決定方針と基準に基づき各取締役の基本報酬の額及び賞与、非金銭報酬の額（予定額）の原案を提起し、報酬諮問委員会で審議、決議されたものを取締役会で決議することとしています。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	102百万円 (15百万円)	93百万円 (15百万円)	8百万円 (－)	－	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	12百万円 (5百万円)	12百万円 (5百万円)	－	－	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	115百万円 (20百万円)	106百万円 (20百万円)	8百万円 (－)	－	12名 (5名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、⑤取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の連結営業利益は8,889百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。なお定款で定める取締役の員数は10名以内です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2023年9月27日開催の第17回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額20,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。
- なお、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年135,000株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内です。

- ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当する事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐野恵子氏は、J.Bridge合同会社代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高橋一夫氏は、株式会社牧野フライス製作所社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役皆真希氏は、石本哲敏法律事務所に所属する弁護士及び日本電計株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	河 本 博 隆	当事業年度開催の取締役会 5 回全てに出席し、通商産業省（現経済産業省）に入省以来、国家機関の要職を歴任された豊富な経験と知識により、取締役会において専門的見地からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督等の役割を果たしています。
取 締 役	佐 野 恵 子	当事業年度開催の取締役会 5 回全てに出席し、長年にわたる機関投資家向けIRと金融機関のアナリストとしての豊富な経験と知識を有しており、取締役会においてグローバルな投資家の視点を踏まえた助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督等の役割を果たしています。
取 締 役	高 橋 一 夫	当事業年度開催の取締役会 5 回全てに出席し、長年にわたり証券会社での営業部門の要職を歴任し、事業経営に関する十分な実績と知見、企業経営者として豊富な経験を有しており、取締役会において専門的見地からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督等の役割を果たしています。
監 査 役	安 達 一 彦	当事業年度開催の取締役会 5 回及び監査役会 5 回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、取締役会において、専門的見地から適切な発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っています。
監 査 役	皆 真 希	当事業年度開催の取締役会 5 回及び監査役会 5 回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、取締役会において、専門的見地から適切な発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っています。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- ⑦ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の場において、取締役、監査役と、また、必要に応じて内部監査部門と情報共有や意見交換を行い、経営の公正性、中立性及び透明性を高めるよう努めております。また、社外監査役は、取締役会、監査役会等の場を通じ、取締役、監査役、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報共有や意見交換を行うなどして連携を深め、監査体制の独立性及び中立性、意思決定の適法性・透明性を高めるよう努めております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	90,935	流 動 負 債	17,748
現 金 及 び 預 金	54,825	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,157
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	16,092	リ ー ス 債 務	305
リ ー ス 投 資 資 産	252	未 払 金	1,618
商 品 及 び 製 品	11,051	未 払 費 用	877
仕 掛 品	1,862	未 払 法 人 税 等	3,308
未 成 工 事 支 出 金	56	有 償 支 給 取 引 に 係 る 負 債	138
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,784	契 約 負 債	2,895
前 払 費 用	610	前 受 金	534
短 期 貸 付 金	406	賞 与 引 当 金	557
そ の 他	1,015	製 品 保 証 引 当 金	130
貸 倒 引 当 金	△22	受 注 損 失 引 当 金	51
固 定 資 産	54,738	そ の 他	1,172
有 形 固 定 資 産	29,295	固 定 負 債	10,021
建 物 及 び 構 築 物	4,016	リ ー ス 債 務	488
土 地	21,868	繰 延 税 金 負 債	4,707
リ ー ス 資 産	672	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,761
そ の 他	2,739	そ の 他	1,064
無 形 固 定 資 産	4,038	負 債 合 計	27,769
の れ ん	1,548	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,803	株 主 資 本	111,233
そ の 他	686	資 本 金	5,000
投 資 そ の 他 の 資 産	21,403	資 本 剰 余 金	19,723
投 資 有 価 証 券	5,997	利 益 剰 余 金	88,188
関 係 会 社 株 式	7,527	自 己 株 式	△1,678
繰 延 税 金 資 産	2,851	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,418
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,658	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,169
そ の 他	1,491	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,141
貸 倒 引 当 金	△121	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,107
資 産 合 計	145,674	非 支 配 株 主 持 分	253
		純 資 産 合 計	117,904
		負 債 純 資 産 合 計	145,674

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 売 上 上 原 高	売 上 上 総 利 価	販 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		85,024
											51,458
受 持 為 所	取 分 法	利 息 及 び 配 当 金	受 持 為 所	取 分 法	利 息 及 び 配 当 金	受 持 為 所	取 分 法	利 息 及 び 配 当 金	受 持 為 所	294	33,565
										823	22,802
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	574	10,762
										156	
支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所	支 支 所		1,848
経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	経 特	17	
										28	
特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	特 固 棚 事 債 所	30	76
税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親	税 法 法 当 非 親		12,535
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	19	
										3,836	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	9	
										45	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8	3,919
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	50	
										69	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	37	
										138	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8	303
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益		16,150
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,474	
										△283	4,190
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,960
											22
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,937

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結株主資本等変動計算書（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年7月1日期首残高	5,000	19,648	82,808	△1,676	105,700
暫定的な会計処理の確定による影響額			△78		△78
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	5,000	19,648	82,728	△1,676	105,700
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,860		△5,860
親会社株主に帰属する当期純利益			11,937		11,937
自己株式の取得				△2	△2
連結範囲の変更に伴う増減		△47	△138		△185
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		122			122
決算期の変更に伴う子会社剰余金の増減			△479		△479
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	75	5,459	△2	5,533
2026年6月30日期末残高	5,000	19,723	88,188	△1,678	111,233

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年7月1日期首残高	543	3,188	33	3,765	2,522	112,065
暫定的な会計処理の確定による影響額				－		△78
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	543	3,188	33	3,765	2,522	111,987
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△5,860
親会社株主に帰属する当期純利益				－		11,937
自己株式の取得				－		△2
連結範囲の変更に伴う増減				－		△185
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				－	△2,269	△2,146
決算期の変更に伴う子会社剰余金の増減				－		△479
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	626	952	1,073	2,652		2,652
連結会計年度中の変動額合計	626	952	1,073	2,652	△2,269	5,916
2026年6月30日期末残高	1,169	4,141	1,107	6,418	253	117,904

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2026年6月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	8,006	流 動 負 債	13,701
現 金 及 び 預 金	1,989	短 期 借 入 金	12,824
売 掛 金	70	未 払 金	538
前 払 費 用	18	未 払 費 用	181
短 期 貸 付 金	6,094	未 払 消 費 税 等	45
未 収 入 金	148	未 払 法 人 税 等	84
そ の 他	390	預 り 金	16
貸 倒 引 当 金	△705	賞 与 引 当 金	10
		固 定 負 債	33
		長 期 未 払 金	15
		そ の 他	17
固 定 資 産	55,363	負 債 合 計	13,734
有 形 固 定 資 産	172	（純資産の部）	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	101	株 主 資 本	49,527
建 物	71	資 本 金	5,000
無 形 固 定 資 産	10	資 本 剰 余 金	26,816
ソ フ ト ウ ェ ア	1	資 本 準 備 金	1,045
ソフトウェア仮勘定	9	そ の 他 資 本 剰 余 金	25,771
投 資 そ の 他 の 資 産	55,180	利 益 剰 余 金	19,423
投 資 有 価 証 券	2,083	利 益 準 備 金	204
関 係 会 社 株 式	51,295	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,218
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	208	繰 越 利 益 剰 余 金	19,218
繰 延 税 金 資 産	1,451	自 己 株 式	△1,712
敷 金 保 証 金	140	評 価 ・ 換 算 差 額 等	107
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	107
資 産 合 計	63,369	純 資 産 合 計	49,634
		負 債 純 資 産 合 計	63,369

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

損益計算書
(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,707
売上原価		-
売上総利益		10,707
販売費及び一般管理費		840
営業利益		9,866
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	242	
為替差益	320	
その他	3	642
営業外費用		
支払利息	185	
投資事業組合損失	5	
その他	3	193
経常利益		10,315
特別損失		
事業構造改善費用	47	47
税引前当期純利益		10,268
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	△75	53
当期純利益		10,214

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 計 合		
2025年7月1日期首残高	5,000	1,045	25,771	26,816	204	14,863	15,068	△1,710	45,175
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△5,860	△5,860		△5,860
当 期 純 利 益						10,214	10,214		10,214
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	4,354	4,354	△2	4,352
2026年6月30日期末残高	5,000	1,045	25,771	26,816	204	19,218	19,423	△1,712	49,527

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年7月1日期首残高	91	91	45,267
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△5,860
当 期 純 利 益			10,214
自 己 株 式 の 取 得			△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	15	15	15
事業年度中の変動額合計	15	15	4,367
2026年6月30日期末残高	107	107	49,634

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 順二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 順 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 大 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 8月21日

あいホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 関 和 司 ㊞
社外監査役 安 達 一 彦 ㊞
社外監査役 皆 真 希 ㊞

以 上

「定時株主総会決議ご通知」並びに「中間報告書」及び「報告書」のご案内

当社では、株主の皆様へお届けしております「定時株主総会決議ご通知」並びに「中間報告書」及び「報告書」について、地球環境に配慮した省資源化の観点から、2024年9月27日開催の第18回定時株主総会より、書面での郵送を廃止し当社ウェブサイトでの掲載のみといたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

閲覧方法

定時株主総会決議ご通知 掲載場所

https://www.aiholdings.co.jp/ir/stock_info/



中間報告書・報告書 掲載場所

<https://www.aiholdings.co.jp/ir/library/>



以 上

株主総会会場ご案内図

会場

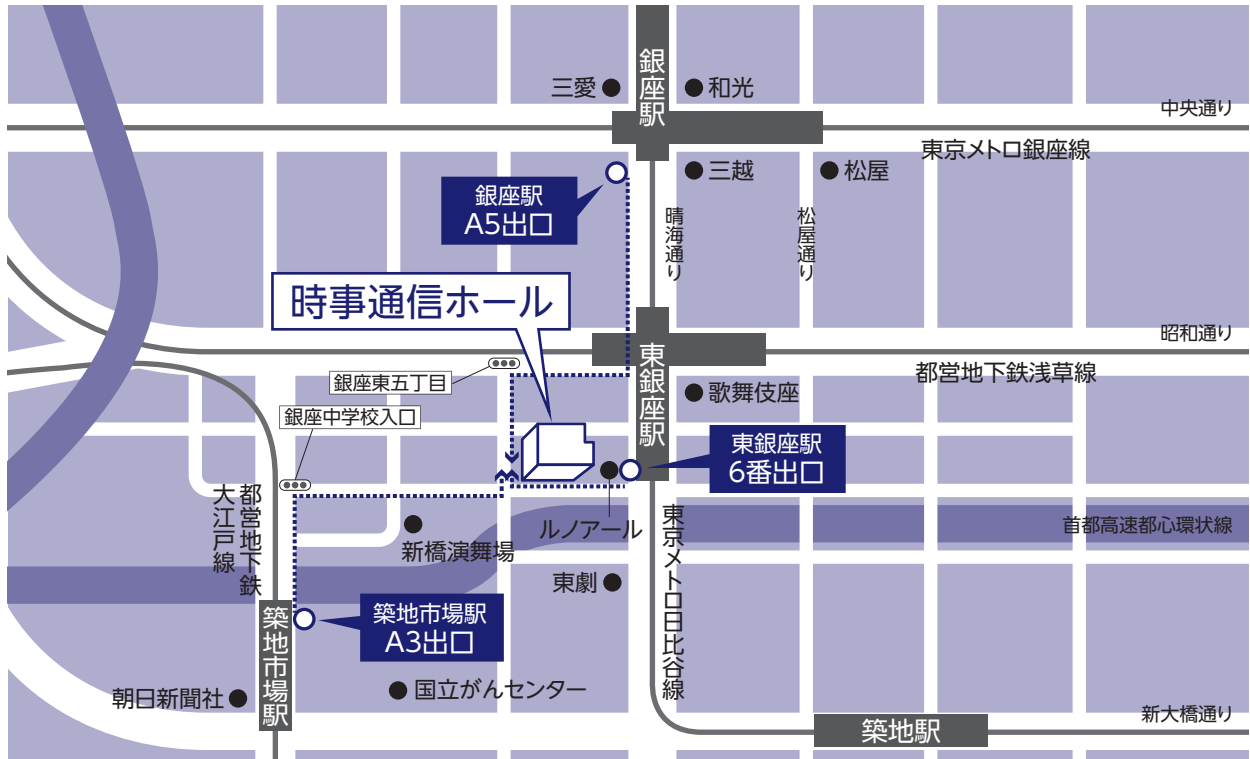
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

住所

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話

03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線	「東銀座駅」	6番出口	徒歩1分
都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」	A3出口	徒歩6分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線	「銀座駅」	A5出口	徒歩7分

* 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

* 本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.aiholdings.co.jp>